

平成27年4月1日
全日本トラック協会

「中小トラック事業者の燃料費対策事業」(燃料貯蔵設備に対する補助)
申請受付期間の延長(5月29日(金)まで)について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の平成26年度補正予算における「中小トラック事業者の燃料費対策」により実施されている燃料貯蔵設備に対する補助につきまして、申請受付終了期間が当初平成27年3月31日(火)までとされていたところですが、今般平成27年5月29日(金)まで延長されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更点

申請受付期間の延長

平成27年3月13日(金)～平成27年5月29日(金)

交付決定時期

平成27年6月末日まで随時

平成27年5月末日より延長されました。

2. その他

上記以外の要綱、申請書類等の変更はありません。

本制度の概要は別添のとおりです。

要綱、申請書類等の詳細は全ト協ホームページに掲載しております

[全ト協ホームページ](#) [トップページ](#)「助成制度」

「中小トラック事業者の燃料費対策」(自家用燃料供給施設の導入に対する補助)
の実施について(5月29日まで延長)

以上

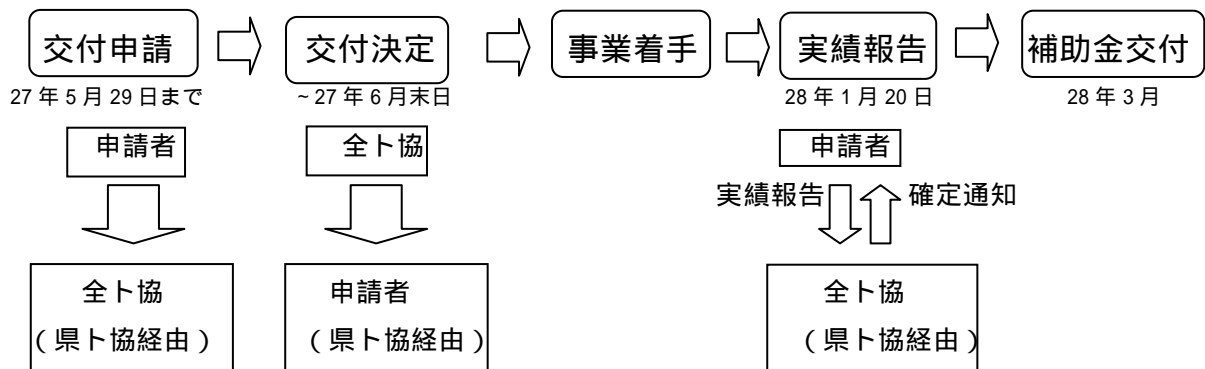
本件担当：経営改善事業部 中込、内山、飯塚

TEL 03 - 3354 - 1056

平成26年度補正予算に伴う自家用燃料供給施設導入(自家用燃料タンク) の補助事業の概要について

1. 対象事業者
中小事業法の中小事業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)
トラック運送事業者、協同組合、協同組合連合会
2. 補助対象事業等
自社の貨物自動車運送事業の用に供する事業用車両への燃料供給を主たる目的とし、タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設であり、一部でも燃料の転売、賃貸に供する施設については対象外とする。
自家用燃料供給施設の新設及び増設が対象となる、整備後の当該施設の貯蔵量のうち1/2以上が軽油であることが必要である。
本補助金の交付決定時点で事業に着手していないこと(工事請負契約等締結していないこと又対象経費は軽油の貯蔵に係る部分のみ)を要する。
3. 補助金額 補助対象経費の1/10 補助上限なし
4. (1) 申請受付期間
平成27年3月13日(金)～5月29日(金)
(2) 実績報告書提出期限 平成28年1月20日(水)

手続きの流れ(概略)



5. 申請先
申請者の本社が所在する各都道府県トラック協会。
設置場所と本社所在地が異なる都道府県である場合も本社所在地の都道府県トラック協会へ提出
6. 補正予算額 4.7億円
7. その他
・補助対象事業者は、緊急時に備えるため助成対象となった軽油燃料タンクのうち2/10を常時備蓄しておく必要性が生じる。
・対象施設にかかる他の国庫補助金と本補助金の両方を受けることはできない。
8. 申請状況
3月31日現在(全ト協到着分)60件(内1件協同組合)補助申請額約1億円(査定前)